

知って得する賃貸住宅経営

2007.11.1号

贈与税「配偶者控除」と「相続開始前3年以内贈与の加算」

贈与税については年間110万円の基礎控除があります。たとえばAさんが誰かから贈与（個人からの贈与に限り、また複数の人から贈与された場合にはその合計額）を受けたとしても、年間110万円までは贈与税の申告をしなくてもいいということです。

これとは別に配偶者については配偶者控除という制度があります。長く連れ添った配偶者には基礎控除以上に手厚い優遇税制を…

★贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除を受けるためにはいくつかの条件があります。

- ① 婚姻期間20年以上の配偶者間の贈与であること。この場合の婚姻期間とは婚姻届あった日から贈与のあった日までをさします。
- ② 居住用不動産の贈与であるか、居住用不動産を取得する為の資金の贈与であること。
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに実際に居住開始し、その後も住み続ける見込みであること。
- ④ 必ず贈与税の申告書を提出すること。

婚姻期間20年以上という祝いの佳節に、今までの感謝の気持ちを込めて、条件付ながらも財産の贈与が無税でできるという、税法にも多少は粋な計らいが感じられます。

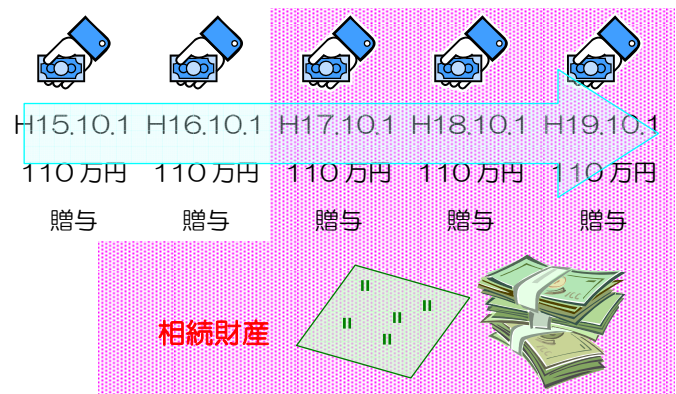
気をつけていただきたいことは、この制度は、一生に一度限りだということです。（2004.7.1号参照）

★相続税 相続開始前3年以内贈与の加算

一方、相続税には、相続開始前3年以内贈与の加算という決まりごとがあります。相続発生の日から遡ること3年の間に法定相続人に対しされた生前贈与は、相続財産に加えた上で相続税額を計算するというものです。駆け込み贈与はできません。最近の税務調査の動向では、必ずといっていいほど、この相続開始前3年以内贈与がないかを調査されます。具体的には亡くなった被相続人の預金口座を3年前まで遡って確認し、目立った出金についてはその用途を一件一件確認していきます。いわゆる贈与ではな

くとも、例えば相続人が納付すべき税金を被相続人が立替払いしているなども対象となります。相続開始前3年以内贈与については、たとえそれが贈与税の基礎控除110万円以下であっても加算の対象となりますので注意してください。

H19.11.1
被相続人死亡



★例外

相続開始前3年以内贈与には一つの例外があります。それが前述の贈与税の配偶者控除です。2,000万円という大きな金額の贈与が、相続開始直前に行なわれていたとしても、この配偶者控除だけは特定贈与財産として加算の対象から外れます。もちろん贈与税の配偶者控除の限度額を超える部分については相続開始前3年以内贈与の対象となります。

配偶者に対する生前贈与については、とても手厚い優遇税制が整備されています。配偶者への贈与はいずれその配偶者の相続が発生した場合に相続財産とされるなど敬遠される傾向にありますが、生前贈与対策として十分な効果を有することも事実です。